

平成26年12月定例会

県土整備委員会説明資料（その3）

企 業 局

目 次

I 提出案件	1
1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条令の一部改正について	1

1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(1) 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正されることに鑑み、新たに地域手当を設ける等の必要がある。

(2) 改正の概要

ア 新たに地域手当を設け、企業局長が定める地域に在勤する職員に支給することとした。

イ 管理職員特別勤務手当について、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合においても支給することとした。

ウ 単身赴任手当について、新たに再任用職員にも支給することとした。

(3) 施行期日

平成27年4月1日から施行する。